甲賀市小中学校教育のあり方審議会設置規則

(設置)

第1条 本市における小中学校教育のあり方について検討するため、甲賀市小中学 校教育のあり方審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市立小中学校における教育の最適な教育環境のあり方に関する 基本的な考え方及びそれに基づく具体的な方策について検討し、甲賀市教育委員 会(以下「教育委員会」という。)に提言する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 地域団体代表
  - (3) 未就学児·小中学校保護者代表
  - (4) 教育関係者
  - (5) 行政機関関係者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、就任の日から第2条に規定する検討が終了する日までとする。
- 2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議は、公開するものとする。ただし、甲賀市情報公開条例(平成16年甲賀市条例第15号)第6条に規定する非公開情報に該当する内容について検討する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和3年6月23日から施行する。